

## MMC e 研修医手帳利用規約（医療者向け）

1) MMC e 研修医手帳は、下記の通り個人情報保護・研究倫理指針に基づき運用される。

MMC e 研修医手帳の利用者（研修医、指導医、上級医）は、下記の事項をご理解いただきご同意いただいたものとする。（同意いただけない方は事務局まで申し出る。アカウントの削除と紙媒体での研修医評価を行う。）

2) MMC e 研修医手帳システム利用において携帯端末(スマートフォン等)、パソコンを使う際には、適切なパスワードで画面を保護すること

安全なパスワード管理：総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/business/staff/01.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/business/staff/01.html)

携帯端末(スマートフォン等)、パソコンに ログインパスワードを記憶させないこと。

3) MMC e 研修医手帳で収集する個人情報

3-1) MMC e 研修医手帳 では次の個人情報が収集される。

- ・利用者情報： ログイン ID、氏名、性別、メールアドレス、写真（任意）、生年月日、職種（研修医、指導医、研修事務担当、管理者）、指導医修了証番号、所属機関、診療科名
- ・業務情報： 研修医の自己評価、指導医・上級医からの研修医に対する評価、メディカルスタッフの研修医に対する評価、研修医の研修分野・期間、経験症例、臨床手技、研修活動等の研修履歴 研修医からの指導医ならびに指導者、臨床研修病院・協力施設、臨床研修プログラムに対する評価

3-2) 患者情報保護

テキストが入力できるデータ項目に患者の個人情報を入力しないこと

3-3) MMC e 研修医手帳で収集する個人情報の利用目的

収集する個人情報は、次の目的で利用される。

- ・利用者情報： 利用登録、利用時の本人確認、利用者への通知・連絡などシステムの提供、維持、保護及び改善のため、利用状況等の統計解析のため、上記の利用目的に付随する利用目的のため
- ・業務情報： 研修状況の管理、研修医の指導及び研修内容の改善、研修修了判定、研修中及び研修修了後の研修履歴の閲覧(振り返り)、臨床研修病院・協力施設、臨床研修プログラムの管理と改善、三重県全体での臨床研修業務を推進する上で必要な統計解析の実施
- ・上記の利用目的に付随する利用目的のため

4) 個人情報の参照権限

収集する個人情報は、上記の利用目的のため、各利用者が以下の通り参照可能である。

- ・MMC e 研修医手帳の各利用者権限内での通常利用範囲内の参照、変更
- ・MMC e 研修医手帳で収集する情報の研究利用

MMC e 研修医手帳の全情報はカリキュラム評価ならびに改善を目的とした教育研究のため統計解析の対象となる。臨床研修病院・協力施設が自施設のデータを活用した教育研究を実施する際には、各病院・施設の研究倫理規定に従って実施されるものとする。

## MMC e 研修医手帳管理者・事務担当者利用規約

- 1) MMC e 研修医手帳は、下記の通り個人情報保護・研究倫理指針に基づき運用されます。  
MMC e 研修医手帳の管理者（事務担当者）は、下記の事項を理解し同意いただいたものとする。（同意いただけない方は事務局まで申し出る。）
- 2) MMC e 研修医手帳システム利用におけるセキュリティー保護
  - 2-1) 研修施設担当者、研修プログラム管理担当者としてのアクセスは、各所属施設内のパソコンからに限ること
  - 2-2) 前述のアクセスは、各所属施設の職員で共用するパソコンではなく、担当者が専用で利用しているパソコンからの利用に限ること
  - 2-3) 前述のアクセスは、外部に持ち出し可能なノートパソコン、スマートフォン、タブレット等からは行わないこと
  - 2-4) 前述のアクセスに利用したパソコンを廃棄する際には、データの消去に関し、電子カルテの端末に準じた扱いを行うこと
  - 2-5) パスワードをパソコンに記憶させないこと
  - 2-6) パソコンは、施錠できる部屋に保管すること
- 3) 患者情報の保護
  - 3-1) 経験症例の登録の際、臨床研修病院・協力施設が付番している患者 ID を入力しないかもしくはは暗号化して入力するかについて、臨床研修病院・協力施設で方針を決定し運用すること
  - 3-2) テキストが入力できるデータ項目に患者個人情報を入力しないよう利用者に周知すること
  - 3-3) テキストが入力できるデータ項目に患者個人情報が入力されていることが認知された場合、当該の患者個人情報を削除すること
- 4) 利用者情報の保護  
利用者情報(氏名、所属機関、職種、メールアドレス)は、利用目的(MMC e 研修医手帳の利用登録、利用時の本人確認、利用者への通知・連絡等の MMC e 研修医手帳システムの提供、維持、保護及び改善のため、MMC e 研修医手帳の利用状況等の統計解析のため、これらの利用目的に付随する利用目的のため)以外には使用しないこと
- 5) 統計解析について  
各研修プログラム、各施設による MMC e 研修医手帳データの統計解析 各研修プログラム、各施設で入手可能な MMC e 研修医手帳データの範囲で、臨床研修業務の一環として自由に統計解析を実施できるが、統計解析の結果を研究成果として学術集会、雑誌等に公表する場合には、研究に該当するため、各病院・施設の研究倫理規定に従って実施すること
- 6) MMC 教育委員会等における MMC e 研修医手帳で収集する情報の研究利用
  - 6-1) MMC e 研修医手帳の全情報は統計解析の対象となること
  - 6-2) 研修プログラムの研修医数に関する集計は区分（4 名以下、5-9 名、10-19 名、20 名以上）のみで行われること、基幹型臨床研修病院の設置形態に関する集計は一般病院と大学病院の区分のみであること、利用者情報の集計は職区分のみであること

## 研究倫理指針

### 1) 本指針に定める研究の説明と同意

MMC e 研修医手帳の利用開始時に、全利用者個人から利用者や患者の個人情報を含まない MMC e 研修医手帳データの研究利用に関する説明を文書で行う。研修プログラム、研修施設への説明と同意は研修施設担当者、研修プログラム管理担当者を介して実施する。また患者からの同意はオプトアウトによる包括同意によるものとする。

\*MMC e 研修医手帳に登録された研修情報の研究利用を望まない利用者、研修プログラム、研修施設は、オプトアウトにより申し出ることができる。

### 2) 本指針に定める研究の実施主体

本指針に定める研究の実施主体は、下記とする。

#### 2-1) MMC 教育委員会等

MMC 教育委員会及びこれの認めた共同研究者を指す。MMC e 研修医手帳の全データを統計解析の対象とする。

2-2) 臨床研修プログラム・研修施設は、自臨床研修プログラム・自施設のデータを教育研究目的に統計解析の対象とすることができる。

### 3) MMC 教育委員会等による研究

3-1) 研究目的において MMC e 研修医手帳が収集する全データのうち、個人情報を取り扱わないものとし、各々の所属施設で研究倫理申請書の審査を受ける。

3-2) 共著者、または謝辞に各基幹型臨床研修病院名称と研究参加者のいずれかまたは両方を記載する。

### 4) 臨床研修病院・協力施設による自施設のデータを活用した研究

臨床研修病院・協力施設による自施設のデータを活用した研究を実施する際には、各病院・施設の研究倫理規定に従って実施する。（自施設の研修プログラム改善を目的とし、学会・論文発表を前提としない教育研究はこれに含まれない）

### 5) 統計処理上の配慮

臨床研修プログラム、研修施設別で集計する場合には、臨床研修プログラム、研修施設が特定されないように以下の点に配慮する。

- ① 臨床研修プログラム、研修施設別の研修医数は、下記の区分で集計を行う。4名以下、5-9名、10-19名、20名以上
- ② 基幹型臨床研修病院の設置形態別で集計する場合には、大学病院、一般病院のくくりのみとする。

## 個人情報保護に関する指針

### 1) ログイン ID とパスワードの詐取等の防止策

ログイン ID とパスワードによる保護の基本原則

MMC e 研修医手帳 では、ログイン ID とパスワードにより、情報へのアクセス制限を行っている(尚、QR コード入力を行うメディカルスタッフと患者等には、自身が過去に入力した情報を含め一切の情報へのアクセス権限がない)。このため、利用者が、ログイン ID とパスワードを適切に管理することは重要である。ログイン ID とパスワードは全利用者が適切に管理し、第三者に開示はしないこと。また安全で適切なパスワードを使用する。安全なパスワード管理は、総務省ホームページの記載に準拠したものとする。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/business/staff/01.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/business/staff/01.html)

### 2) 研修医、指導医、ログイン ID 入力を行うメディカルスタッフに対するセキュリティー保護指針

- ①スマートフォン等を使用する場合には、適切なパスワードで画面を保護すること
- ②ログインパスワードをスマートフォン等に記憶させないこと

### 3) 研修施設担当者、研修プログラム管理担当者、ログイン担当者に対するセキュリティー保護指針

研修医のアクセス可能なデータは、自己に対する評価を中心として、指導医、臨床研修病院・施設、臨床研修プログラムの評価を含む。指導医、メディカルスタッフのアクセス可能なデータは自身が評価を担当している研修医に対する評価のみとなっている。研修施設事務担当者がアクセスできるデータは、当該研修施設に現在研修中の者、システム管理者は、すべての臨床研修プログラムの全 MMC e 研修医手帳 データへのアクセスが可能である。研修医のログイン ID、パスワードが漏洩しても自身の登録データ漏洩が中心になるのに対し、それ以外では他者に関するデータの漏洩となる。プログラム責任者、システム管理者では、アクセスできるデータの範囲が広くなり、アクセスできる範囲が広い利用者ほど、情報漏洩が起きた場合の危険度は増す。情報漏洩の危険度は、下記の順番と想定される。

研修医、指導医、メディカルスタッフ<研修施設担当者<研修プログラム責任者<システム管理者

### 4) 研修施設事務担当者、プログラム責任者、システム管理者は、下記の運用指針を守ることとする。

- 4-1) 担当者としてのアクセスは、各所属施設内のパソコンからに限ること。
- 4-2) 前述のアクセスは、各所属施設の職員で共用するパソコンではなく、担当者が専用で利用しているパソコンからの利用に限ること。
- 4-3) 前述のアクセスは、外部に持ち出し可能なノートパソコン、スマートフォン、タブレット等からは行わないこと。
- 4-4) 前述のアクセスに利用したパソコンを廃棄する際には、データの消去に関し、電子カルテの端末に準じた扱いを行うこと。
- 4-5) パスワードをパソコンに記憶させないこと。
- 4-6) パソコンは、施錠できる部屋に保管すること。

## 5) 患者個人情報の保護等

研修医による経験症例の登録機能と指導医による確認機能が存在する。MMC e 研修医手帳では、患者個人情報を保護するために、登録する経験症例には下記のように個人情報を含まない仕様となっている。

- 5-1) 患者氏名、イニシャルのデータ入力項目は存在しない。患者が同意の上、研修医の評価を入力する場合には、患者氏名の入力が行われるが、これは登録する経験症例には該当しない。臨床研修病院・協力施設が付番している患者 ID については、入力しないかもしくは研修医が自ら指定した暗号キーで暗号化して入力するかの方針を臨床研修病院・協力施設でどちらか選択できる仕様となっている。

上記のような仕様に MMC e 研修医手帳がなっていたとしても、MMC e 研修医手帳でテキストが入力できるデータ項目に患者の個人情報を入力してしまうリスクが存在する。本指針において、これらを禁止するとともに、MMC e 研修医手帳の画面上で、この点について注意を喚起することとする。

- 5-2) 研修医、指導医、メディカルスタッフ、研修プログラム管理担当者、研修施設担当者の入力データの保護

指導医の研修医に対する評価、メディカルスタッフの研修医に対する評価、研修医の指導医、臨床研修病院・協力施設、臨床研修プログラム、研修医自身に対する評価が入力される。

- 5-3) 利用者のログイン ID 取得の際に収集される利用者情報の保護

利用者のログイン ID 取得の際に収集される利用者情報の保護(氏名、生年月日、所属、連絡先等)については、ログインセキュリティーポリシーに基づいて実施する。

## 6) MMC e 研修医手帳データの統計解析

- 6-1) 各臨床研修プログラム、各施設で実施する統計解析

各臨床研修プログラム、施設で入手可能な MMC e 研修医手帳データの範囲で自由に実施できる。尚、この場合、臨床研修業務の一環として、各臨床研修プログラム、各施設内部での利用を想定している。統計解析の結果を研究成果として学術集会、雑誌等に公表する場合には、研究に該当するため留意が必要である。

- 6-2) 各研修プログラムに提供される MMC 全体での統計解析

システム管理者において、MMC の臨床研修業務を推進する上で必要な下記の統計解析を実施する。統計解析結果は、全 MMC e 研修医手帳参加研修プログラムに提供する。この統計解析は、MMC e 研修医手帳の業務の一部として実施されるもので、原則として学術集会、雑誌等には公表されない。しかしながら、提供範囲が複数の施設にわたるため、各臨床研修プログラム、施設等で研究発表する際に引用が可能とする。その際には研究としての倫理手続きも実施するものとする。

この規約は令和 5 年 6 月 6 日から施行する。